

## 第8 漁船認定の基準について

### 1 長さ、幅、深さ、総トン数

認定しようとする漁船の長さ、幅、深さ、総トン数のいずれか一つが、許可した長さ等について下記に掲げる許容範囲を超えるときは認定できません。

(1) 船質区分に応じ、その長さ、幅、深さの各々が許容範囲内であること

船質区分	主要寸法	許容範囲
鋼船及び軽合金船	長さ	0.3%又は10 cmのうち何れか大なる値
	幅	0.5%又は4 cmのうち何れか大なる値
	深さ	0.5%又は3 cmのうち何れか大なる値
FRP船	長さ	0.5%又は10 cmのうち何れか大なる値
	幅	1.0%又は6 cmのうち何れか大なる値
	深さ	1.0%又は3 cmのうち何れか大なる値
木船及び木鉄交造船	長さ・幅・深さ	各3%

(2) 総トン数（船舶原簿若しくは船舶国籍証書又は都道府県測度によるもの）と許可の総トン数の相違が、許可の総トン数に応じ、許容範囲内であること

許可の総トン数	許容範囲
30 トン未満	許可総トン数の10%
30 トン以上 50 トン未満	許可総トン数から30 トンを控除した値の5%に3 トンを加えた値
50 トン以上 200 トン未満	許可総トン数から50 トンを控除した値の2%に4 トンを加えた値
200 トン以上	許可総トン数から200 トンを控除した値の1%に7 トンを加えた値

### 2 その他許可事項

次の事項についても許可内容と異なるときは認定できません。

①氏名又は名称及び住所

②船名

③漁業種類又は用途

ただし、複数の漁業に従事し漁期により漁労設備を換装する漁船で、認定時に装備されていない漁労設備があっても、当該漁業に従事することが明らかな場合に限り認定します。

④操業区域及び主たる根拠地

ただし、根拠地については三重県内であり、漁業の許認可上差し支えない場合に限り認定します。

⑤船質

⑥推進機関の種類及び馬力数

ただし、総トン数20 トン未満の漁船（ジーゼル機関に限る。）では、推進機関の制限装置に封印が取り付けられていない場合も認定できません。

※①、②については、あらかじめ変更につき三重県知事あてに許可内容変更報告書（様式 63 頁）の届出がある場合は、その報告書に基づいて認定します。